

## 第3回第3分科会の追加意見に対する修正案等

## ● 4-7 生活安全

意見	修正案等
<p>市民相談は土日夜間も受け付けているのか。また、市民相談にDVや女性に関する相談が含まれているのであれば、それらを明記しても良いのではないか。</p> <p>加えて、市民相談がどういったものなのかを読み手がイメージできるように例示を交えて説明した方が良い。</p>	<p>本市では、土日夜間における相談にも対応しています。また、市民相談は相談内容を限定していないので、あえて、DVや女性などの相談の項目を明記していません。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、「473 市民相談の充実」①を次のとおり修正します。</p> <p><u>「日常生活の問題や女性の悩みごとなどの相談内容に応じ、経験を有する相談員が適切な対応に努めるとともに、弁護士や司法書士などの専門家や、消費生活センターなどの関係機関と連携を密にし、相談体制の充実を図ります。」</u></p>